

きらめき保育園

重要事項説明書





きらめき保育園の概要

1.施設運営主体

- * 経営主体： 社会福祉法人 芳真会
- * 代表者： 理事長 今井 芳博
- * 所在地： 〒337-0042 埼玉県さいたま市見沼区南中野689-1
- * 電話番号： 048-682-5507

2.施設

- * 施設の種類：認可保育園
- * 名称： きらめき保育園
- * 所在地： 〒337-0042 埼玉県さいたま市見沼区南中野689-1
- * 電話番号： 048-682-5507
- * F A X： 048-682-5508
- * 開設年月日：平成25年4月1日
- * 園長： 今井 芳博
- * 対象児童： 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする乳幼児
- * 開園時間： 平日 7時30分～19時30分
土曜 7時30分～18時30分
- * 対象年齢： 0歳(生後57日目)～小学校就学前まで
- * 認可定員： 100名
 - 0歳児 (6名)つくし組
 - 1歳児 (18名)たんぽぽ組
 - 2歳児 (18名)ちゅうりっぷ組
 - 3歳児 (18名)すみれ組
 - 4歳児 (20名)ひまわり組
 - 5歳児 (20名)ゆり組



3.当園における施設・設備等の概要

(1)施設

- ・敷地面積:996.20 m²
- ・建物構造:鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建
- ・延床面積:782.74m²
- ・屋外遊戯場:274.44m²

(2)主な施設設備

- ・保育室等の内容:
乳児室・ほふく室2室、保育室4室、調乳室1室、沐浴室1室、幼児用トイレ2カ所
一時保育室1室、子育て広場1室、遊戯室(ホール)1室
調理室1室、事務室兼医務室1室、職員休憩室兼更衣室1室

4.職員の職種、員数及び職務の内容

当園では、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の「実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

〈各職種の勤務体系〉

		(令和7年4月1日時点見込み)
園長(園長代理)	1名	運営に係る業務全般
主任保育士	1名	保育業務の統括
保育士	16名以上	保育業務及びそれに付随する業務
保育補助	必要に応じて数名程度	
栄養士	1名	食育業務及びそれに付随する業務
看護師	1名	看護業務及びそれに付随する業務
事務職員	1名以上	事務業務及びそれに付随する業務
調理員	2名以上	給食・調理業務及びそれに付随する業務
嘱託医(内科医師・歯科医師)各1名		健康診断・健康相談業務



5.保育を提供する時間

(1)特定教育・保育及び時間外保育の提供

保育標準時間認定に係る保育時間、保育短時間認定に係る保育時間
さいたま市より交付されている支給認定書を基に、下記の時間帯において、
保育を提供します。

☆平日

7:30 8:30 16:30 18:30 19:30

保育標準時間(11時間)			延長保育
延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育	

☆土曜日

7:30 8:30 16:30 18:30

保育標準時間(11時間)		
延長保育	保育短時間(8時間)	延長保育

※土曜日は18:30以降の延長保育は実施していません

～お願い～

・朝は、申請時間～9時までに登園するようにお願いします。

受診後の登園については個別にご相談ください。また、10時以降の登園はお控え下さい。

・欠席・遅刻等の連絡は9時までに、コドモンシステムに入力をお願いします。

・コドモンシステムには[お迎え時間とお迎えの人(予定)]を毎朝登園時に入力願います。

※保育短時間認定の方が臨時で7:30～8:30および16:30以降に保育をご利用される場合は、延長保育扱いとなります。都度ご連絡をお願いします。

※土曜保育を利用する方は、事前に(1週間前までに)予定表に記入をお願いします。

※1歳児未満(つくし組)のお子さんについて

・午後6:30までの保育とします。

・土曜日の保育についてはご相談ください。

(2)延長保育について

保護者の勤務時間等により認定保育時間を超えて保育を必要とするお子さんを対象に、延長保育を実施しています。通常の保育料に加えて延長保育料がかかります。

(生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除あり)。

延長保育は、月極利用とスポット利用の2種類あります。

利用方法・利用対象者は以下の通りです。

※延長保育ご希望の方は、事前にお申込みいただき、園長と面接をして利用時間を決めます。
なお、土曜日は18:30以降の延長保育を実施しておりませんのでご了承ください。

※延長保育は満1歳に満たない方(つくし組)はご利用いただけません。

※お迎えは19:30(土曜日は18:30)を過ぎないようにお願いします。

19:30(土曜日は18:30)を過ぎた場合は別途料金(3,000円/30分)を徴収します。

(電車の遅延等も同様とします)。

19:30(土曜日は18:30)を過ぎることが続くような場合は、延長保育の利用ができなくなる場合がございます。ご了承ください。

○月極利用:

月11日以上継続的に延長保育が必要な方が対象です。

「延長保育利用申請書」を利用希望日の前月末までに、園にご提出ください。

○スポット利用:

・急なご都合等で予定時間にお迎えに来られないとき、17:30までのお電話にて利用申し込みを受け付けます。

・それ以降にご連絡の場合、補食が提供できない場合がありますのでご了承ください
(利用料は同じ)。



6.利用料金

(1)特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けたさいたま市に対し、さいたま市が定める額(2号認定児は無償です)

(2)延長保育料(補食代込)

・月極料金/30分2,000円、60分4,000円 ・スポット料金/30分あたり200円

※ 19:30(土曜日は18:30)を過ぎた場合、別途料金(3,000円/30分)を徴収します。

(電車の遅延等も同様です)

(3)保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

☆布団リース代の一部:月額800円 ☆行事費:1,000円/年間

☆オムツ処理代の一部:年額3,000円(0~1歳児クラス)、2,000円(2歳児クラス)(4月徴収)

☆教材費の一部:年間2,000円(4月と10月に1,000円ずつ徴収)

☆主食代:月額1,700円(2号認定児) ☆副食代:月額5,300円(2号認定児の対象児童のみ)

☆カラー帽代 :2,860円

☆おたより袋代:200円

☆災害共済給付制度掛金(要:加入同意):250円/年間

☆貸出下着・靴下等:300円/1枚(利用者のみ)

(4)教育・保育の質の向上を図る上で特に必要である利用者負担金(上乗せ徴収)

☆英語教室(2号認定児):月額500円(講師料の補填) 英語教室の充実を図るため実施

☆造形教室(2号認定児):月額850円(講師料の補填) 豊かな感性を養うため実施

※上記の他、写真代、園外保育交通費、卒園アルバム等について実費をご負担いただくことがあります。金額については、都度お知らせします。

※不測の事態(嘔吐・出血等)により、他のお子さんの私物を汚した際は、実費をご負担いただくことがあります。*吐物や血液がついたものは感染対策のため園で洗濯はできません。

※また登降園の際、希望される方に貸与するICカードを破損、紛失された場合は実費350円/1枚をご負担いただきます。

※上記費用のお支払いは「エンペイシステム」によるキャッシュレス決済となり現金での集金はございません。なお、必要な方は領収証が発行できます。

※ご家庭の都合により、1か月以上(1ヵ月間もしくは連続する30日間)のお休みをされる場合、予め事前にお知らせいただいたご家庭については、給食費(主食代+副食代)の徴収は免除とさせていただきます。なお1ヵ月未満のお休みには対応いたしかねますのでご了承ください。

7.嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科・小児科・眼科

医療機関の名称	早川医院
医院長名又は医師名	早川 英里(はやかわ えり)
所在地	さいたま市見沼区南中野90-3
電話番号	048-685-7757

(2)歯科・小児歯科

医療機関の名称	さくら歯科
医院長名又は医師名	井田 晃司(いだ こうじ)
所在地	さいたま市見沼区大和田1-1395-1
電話番号	048-672-6100

8.利用者に対しての保険加入

当園ご利用中、園の責任に帰すべき事由により、お子さんに損害を与えた場合に備え、賠償責任保険に加入しています。

対人賠償		10億円(1名につき2億円)
対物賠償		10億円
人格権侵害賠償		1億円
受託者賠償	現金・貴重品等	25万円
	上記以外	25万円

また、園の管理下でけがなどをした時に、保護者に対して医療費等の給付を行う独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金制度」へもご加入いただけます。
(入園後、案内配布)

9. 非常災害等緊急時の連絡方法

保育園では、非常災害発生時などの保護者の方への緊急連絡手段について、次の通り運用しています。
お子さんを安全に引き渡すまで、園の状況や避難場所等、必要に応じて発信してます。

- 【1】: コモンシステム緊急時一斉メール(一斉メール配信サービス)
- 【2】: 災害用伝言ダイヤル(171)
- 【3】: 災害用ブロードバンド伝言板(web171)

* 緊急時一斉メールとは…

全国の保育園で18,850園 施設以上で導入実績(令和6年7月現在)のある、コモンシステムによる一斉メール配信サービスです。

[特徴]

- ・登録されたメールアドレスは、園・配信業者の管理者にもわかりません。
- ・その他の広告や勧誘メールが来ることはありません。
- ・パソコン・スマートフォンから登録可能です。

*園にかかわる目的以外で使用することはありません

- 【1】 :災害用ではないため、回線混雑時必ずしも迅速にメールが届くわけではありませんが園や子どもたちの様子を、随時配信します。
- 【2】【3】:災害時に被災地からの伝言を優先的に登録できるため、緊急性の高い情報はこちらでお知らせします。

*NTTにより被災地として設定された場合のみ利用可能

※ いずれも、保育園からの情報発信を目的としているため、返信はしないようお願いいたします。

災害用伝言ダイヤルの再生手順

- ①『171』をダイヤル
→以下、音声ガイダンスに従って操作してください
- ②伝言再生『2』をプッシュ
- ③保育園の電話番号を市外局番から入れる(048-682-5507)
- ④録音された伝言を聞く『1#』
- ⑤聞き終わったら終了

災害用ブロードバンド伝言板の閲覧手順

- ①<https://www.web171.jp/> にアクセス
→以下、画面に従って操作してください
- ②利用規約を確認後、「同意する」にチェックして「次へ」
- ③保育園の電話番号を市外局番から入れる(048-682-5507)
- ④『OKボタン』をクリック
- ⑤伝言画面が表示されるため、確認したら画面を閉じて終了

*** 返信登録はくれぐれもおやめください。園からの追加伝言の登録ができなくなります。**

『171』『web171』使用訓練について

- (1) 訓練日時:年1回程度、体験利用をお願いします。実施日時は都度お知らせします。
- (2) 内容 :当日、保育園から「171」「web」に伝言を登録します。
保護者の方は、上記の手順で保育園の伝言をご確認ください。

* 災害用ブロードバンド伝言板のアドレスを、パソコンや携帯電話のお気に入り登録しておくと、実際の災害時にもアクセスが簡単です。

* 安否情報の閲覧に伴う利用料金は無料です。インターネット接続費用、ブロードバンド利用料およびダイヤルアップ接続の場合は、通信料等が有料となりますのでご注意ください。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1)当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2)職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従いさいたま市・児童相談所等の適切な機関に通報します。
- (3)虐待防止マニュアルの作成、運用を行っています。

11. 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により、公表・公示された旨

なし